

京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年8月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第25号

京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式（裏面）注意事項1中「の一部」を削り、同注意事項2中「において診療を受ける」を「から診療又は訪問看護（指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。）を受ける」に、「窓口」を「窓口等」に、「において診療を受けた」を「から診療又は訪問看護を受けた」に改め、「で診療」の右に「又は訪問看護」を加え、「の一部」を削り、同注意事項3を次のように改める。

3 次の事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、その旨をお住まいの区の区役所又は区役所支所の福祉部（右京区京北地域にあっては、右京区役所京北出張所）に届け出てください。

- (1) 氏名又は住所
- (2) 扶養関係又は世帯の状況
- (3) 加入している医療保険又はその内容

第2号様式（裏面）注意事項に次のように加える。

7 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料等保険の給付外であるものは、母子家庭等医療費の支給対象とはならないので、御承知ください。

第4号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分、第6号様式注以外の部分及び第7号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2号様式（裏面）注意事項2の改正規定（「の一部」を削る部分を除く。）は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）